

町県民税・所得税等の 確定申告の準備はお早めに

問合せ
税務課住民税係
【☎35-1221(内線1131~1133)】

(受付期間は2月16日(木)から3月15日(水))

令和4年分の所得税・復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告期間は、2月16日(木)から3月15日(水)です(還付申告は2月15日(水)以前でも行えます)。

また、令和5年度課税分の町・県民税(住民税)の申告期限は、3月15日(水)までです。

※「令和4年分」とは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

※町役場で令和4年分の確定申告書等の書類が配布できるのはおおよそ2月上旬となります。

※昨年、町役場の申告会場で確定申告書を作成した方には、税務署からプレプリント申告書に代わり、「お知らせはがき」または「お知らせ通知書」が送付されます。

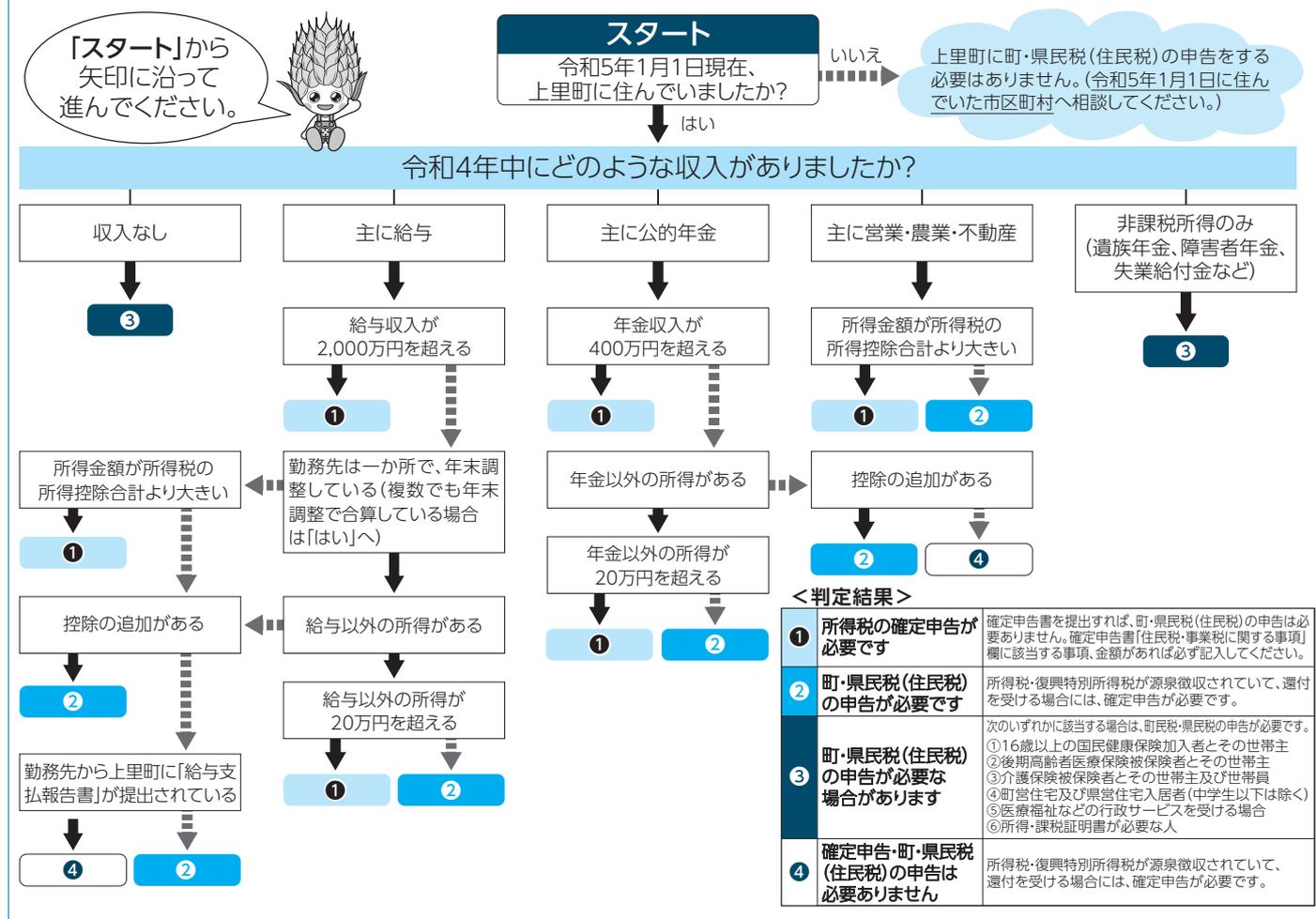
町役場においても、この期間に住民税の申告の受付および所得税等の確定申告の申告受付・相談を行います。申告が必要な方は、必要な書類等を準備のうえ、期限内に申告してください。

受付時間 … 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までは整理券配布のみ行います)

※申告受付等の詳細については、広報2月号および町ホームページでお知らせします。

※税制改正などにより所得税の確定申告が複雑化し、町職員では適正な判断が難しいケースが増えております。その場合、本庄税務署へご案内する場合がございますので予めご了承ください。

あなたは所得税の確定申告それとも町・県民税の申告のどちらが必要？



※上図は、申告が必要かどうかの目安です。ご不明な点がございましたら、問合せまでご連絡ください。

※①または④に該当する方で還付申告の場合は、本庄税務署において1月4日から還付受付の申告相談を行っています。詳細は広報12月号をご確認ください。

※②または③の場合でも、内容により、町・県民税の申告だけでなく、所得税の確定申告が必要になる場合があります。

スマホ申告相談会の開催について

令和4年分の確定申告をスマートフォンで行う「スマホ申告相談会」を開催します。スマホの画面の案内に沿って操作していただくだけで簡単に申告できますので、ぜひご体験ください。

※国税庁によると既に80%以上の方が確定申告会場に来場せずに確定申告しています。

日時…2月6日(月)、7日(火) ①午前9時～10時30分 ②午後6時～7時30分

会場…町役場 2階 203会議室

申込…事前予約制。2月3日(金)までに電話(☎35-1220 ※税務課直通)でお申し込みください。

対象…町内在住で収入が給与、年金収入のみの方(令和4年分の確定申告に限ります)

持物…①所得に関するもの(源泉徴収票、支払調書等)

②控除に関するもの(控除証明書や領収書等)

③マイナンバーカード読取り対応のスマートフォン

(事前に「マイナポータルアプリ」をインストールしてください)

④マイナンバーカード

⑤マイナンバーカード暗証番号がわかるもの

- ・利用者証明書用電子証明書のパスワード
- ・券面事項入力補助用のパスワード
- ・署名用電子証明書のパスワード

⑥利用者識別番号と暗証番号のわかるもの(お持ちの方のみ)



スマホ申告はマイナポータル連携を利用するとさらに便利です

○マイナポータル連携とは？

マイナンバーカードを使って政府が運営するオンラインサービス(マイナポータル)を利用し、申告に必要な控除証明書等のデータを一括取得することで

○マイナポータル連携にはどんなメリットがあるの？

- ・事前の設定は初めて利用する1回のみで、次回からは原則設定不要で、毎年情報を一括で取得できます
- ・申告書の該当項目へ自動入力されるため、「区分誤り」や「金額誤り」が起こりません

○マイナポータル連携の自動入力の対象は？

- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・株式の特定口座
- ・住宅ローン控除関係
- ・国民年金保険料
- ・ふるさと納税
- ・医療費
- ・生命保険
- ・地震保険

取得可能な証明書は順次拡大予定

※マイナポータル連携を利用される方は事前にマイナポータルアプリのインストールや民間送達サービス(民間企業が提供する、インターネット上の自分専用ポストのこと)との連携等の事前準備をお願いします

※次の控除の適用を希望する方は、相談会では申告できません。

- ・新規または連帯債務の住宅借入金等特別控除
- ・住宅耐震改修特別控除
- ・認定住宅新築等特別税額控除
- ・外国税額控除
- ・特定増改築等住宅借入金特別控除
- ・住宅特定改修特別税額控除
- ・雑損控除または災害減免
- ・国外扶養

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

- ◆1月の開庁日 【休日】(午前8時30分～正午) **1月8日(日)**
【夜間】(午後8時まで) **1月25日(水)**
※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

- ◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121～1125)】
※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第7期の納期限は
1月31日(火)です。
税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

確定申告書作成に伴うお知らせ

確定申告の準備「社会保険料控除について」

令和4年中に支払った、国民健康保険税額、介護保険料額および後期高齢者医療保険料額が記載された『所得申告参考資料（ハガキ）』を、令和5年1月27日（金）（予定）に納税義務者宛に送付します。

※本人や同一生計の親族のために支払った上記の保険税（料）は、年末調整や確定申告（住民税の申告）で社会保険料控除の対象となります。

申告書について

令和4年分より、申告書Aは廃止となり申告書Bへ統一されます。申告書の様式は一種類となりますのでご注意ください。また、上里町役場での確定申告書等の書類の配布開始はおおよそ2月上旬となります。なお、税行政のデジタル化推進に伴い、本庄税務署から配布される申告書の部数が年々削減されていますので、配布分が終了した場合はご自身で国税庁ホームページよりダウンロードしてください。

町民税・県民税の非課税判定における未成年の年齢引き下げについて

町民税・県民税において、未成年者の場合一定の要件のもと非課税となります。民法の改正により、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から、非課税対象が変更となります。前年の収入が変わらなくても、未成年に該当しなくなったことで課税される場合がありますのでご注意ください。

《成年年齢引き下げに伴う非課税範囲の変更内容》

	改正後	改正前
適用要件	賦課期日（1月1日）時点で18歳未満かつ 合計所得金額が135万円以下の場合非課税	賦課期日（1月1日）時点で20歳未満かつ 合計所得金額が135万円以下の場合非課税

※令和5年度課税の場合、平成17年1月3日以降に生まれた方が18歳未満とみなされます。

申告相談や申告書の作成に

税理士による無料電話税務相談をご利用ください

下記のとおり、各税理士事務所で、原則として電話で申告相談を行います。希望者は、事前に各税理士事務所に電話連絡のうえ、ご利用ください。

対象…年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする方、および年金受給者で確定申告が必要な方

相談日時…2月1日（水）～15日（水）（日曜・祝日を除く）の午前9時30分～午後4時
※事前連絡の際に相談日時、必要書類等を確認してください。

問合せ…関東信越税理士会本庄支部 【☎35-1128】

日程	税理士名	電話	事務所所在地	日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日（水）	浅見 秀子	24-0679	本庄市西富田	2月8日（水）	黒澤 祥一	33-1414	上里町七本木
	柴崎 厚	22-0606	本庄市栄		田中 圭二	22-3733	本庄市栗崎
	三沢 俊之	21-2800	本庄市朝日町		目時 悟	33-8859	上里町金久保
2月2日（木）	木村 睦子	23-1120	本庄市けや木	2月9日（木）	田村 修	24-5533	本庄市本庄
	小池 裕太	22-3074	本庄市本庄		松本 悦子	24-1965	本庄市若泉
	野沢 一雄	34-2696	上里町七本木		山下 政信	72-1317	本庄市児玉町吉田林
2月3日（金）	青木 貴子	22-3491	本庄市南	2月10日（金）	小暮 眞一郎	33-2141	上里町勅使河原
	塚本 富雄	76-0684	美里町下児玉		多賀 谷実	21-7871	本庄市見福
	藤井 桂一	21-3625	本庄市見福		三澤 力男	25-7988	本庄市朝日町
2月4日（土）	岩堀 薫	21-1678	本庄市朝日町	2月13日（月）	入 敏明	71-7792	本庄市千代田
	小川 輝	21-0888	本庄市牧西		角谷 高之	22-5370	本庄市駅南
	根岸 精一	21-2235	本庄市五十子		塚本 雅俊	71-4910	上里町七本木
2月6日（月）	池田 敦司	71-7901	本庄市西富田	2月14日（火）	松本 和弘	33-0315	上里町三町
	鴨田 宏生	22-9228	本庄市早稲田の杜		松本 純一	33-0315	上里町三町
	松木 正則	34-0307	上里町七本木		真々田 豊	71-4529	本庄市東台
2月7日（火）	須永 秀和	22-4867	本庄市前原	2月15日（水）	菅野 幸夫	24-3602	本庄市若泉
	田村 加代子	33-8859	上里町金久保		田村 幸一	71-7808	本庄市下野堂
	宮田 昌代	33-2764	上里町七本木		吉澤 政志	71-9945	上里町勅使河原

本庄税務署からの重要なお知らせ

問合せ…本庄税務署【☎ 22 - 2111】

もっと身近に もっと便利に スマホで申告！

確定申告には、ご自宅からスマホやタブレットでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へスマホでアクセスすると、見やすいスマホ専用画面をご用意しております。

多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、マイナンバーカード読取対応のスマホを利用して、ご自宅でスマホ申告することができます。

《こんなあなたはスマホ申告！》

- 年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方
- 年末調整が済んでいない方
- 2か所以上の給与所得がある方
- 年金収入や副業等の雑所得がある方
- 株式等の譲渡をされた方（特定口座をお持ちの方）

《もっと便利に！》

- 給与所得の源泉徴収票をスマホのカメラ機能で読み取ると、記載内容が入力画面へ自動反映されます！
- 令和4年分確定申告からは、スマホで青色申告決算書・収支内訳書の作成が可能になります！

《動画で見る確定申告》 《確定申告書等作成コーナー》



動画で見る確定申告



確定申告

令和5年10月1日から
インボイス制度が始まります！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

個人事業者の方の登録申請手続等は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホがあれば、e-Taxソフト（SP版）により行うことができます。

e-Taxソフト（SP版）では、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひご利用ください。

※インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



▲インボイス制度特設サイト

確定申告会場で実施している感染症対策

確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じたうえで開設します。

ご来場いただく納税者の皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

◆職員によるマスクの着用とこまめな換気・消毒

会場内ではマスクの着用、こまめな換気・消毒などの対策を徹底しています。

◆入場時の検温の実施

入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。

◆マスクの着用、アルコール消毒液利用のお願い

会場ではマスクを着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いいたします。

◆少人数での来場のお願い

会場には、申告される方おひとりでお越しく下さい。介助を要する等の理由により、複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しく下さい。

※確定申告会場の入場には、当日受付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した整理券が必要です。



▲国税庁LINE公式アカウント